

○商工委員会

内閣提出法律案（一二二件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院		衆議院		備考	
18	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 二、 八	三、 二、 八 (予)	三、 三、 二六	三、 三、 二六	三、 二、 八	三、 二、 二〇 三、 二、 二二	
19※	産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 八	二、 八 (予)	四、 九	四、 九	特 石 炭 対 策 委 二、 八	三、 三、 七 三、 三、 一一	三、四、九 衆本会議趣旨説明 四、一七 参本会議趣旨説明
38	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、 一八	四、 一七 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二二 四、 二二	
39	輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案	〃	二、 一八	四、 一二 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二二 四、 二二	
40※	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案	〃	二、 一八	四、 一二 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二二 四、 二二	
41	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 一八	四、 一二 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二二 四、 二二	

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考				
42	中小小売商業振興法の一部を改正する法律案	衆	三、 二、一八	委員会付託 三、 四、一二 (予)	委員会議決 三、 五、八	本院議決 三、 五、八	委員会付託 三、 四、九	委員会議決 三、 四、二二	本院議決 三、 四、二三	
50	再生資源の利用の促進に関する法律案	〃	二、 二、二二	二、 二、二二 (予)	可決 四、一八	可決 四、一九	二、 二、二二	可決 三、 三、六	可決 三、 三、七	
59	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、 二、二六	三、 三、七 (予)	可決 四、一八	可決 四、一九	三、 三、六	可決 三、 三、一三	可決 三、 三、一四	
70	産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、 八	三、 三、八 (予)	可決 四、二三	可決 四、二四	三、 三、八	可決 三、 三、一五	可決 三、 三、二七	
80	商標法の一部を改正する法律案	参	三、 一六	三、 三、一六	可決 四、九	可決 四、九	三、 三、一六 (予)	可決 四、 四、二四	可決 四、 四、二五	
84	商品投資に係る事業の規制に関する法律案	衆	三、 二六	三、 三、二六 (予)	可決 四、二三	可決 四、二四	三、 三、二六	可決 四、 四、一二	可決 四、 四、一八	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
5	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	和田貞夫君 外 十名 (三、二、二七)	三、 三、 六		三、 三、 七 (予)			三、 三、 六			三、三、一三 撤回 (委員会許可)
1 2	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案	和田貞夫君 外 十名 (四、五)	四、 九		四、一 二 (予)			四、 九		未 了	
1 3	消費者保護基本法の一部を改正する法律案	倉田栄喜君 外 四名 (四、一一)	四、 一七		四、一 七 (予)			四、一 七 等価問題 特委		継 続 審 査	

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

最近の科学的知見の蓄積を踏まえ、オゾン層の保護のための規制を強化すべきではないかとの見解が国際的に有力となっている。本法律案は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる特定物質にトリクロロエタン、四塩化炭素等を加えるとともに、指定物質の製造数量の把握等所要の措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最近の科学的知見の蓄積を踏まえ、各国によりオゾン層保護問題への対応のあり方について改めて検討が進められた結果、昨年六月規制対象物質を追加すること等を内容と

するオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正等が採択されました。

本法律案は同改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる特定物質を追加するとともに、指定物質の製造数量の把握等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定物質の削減状況及び削減計画の強化、特定物質の代替品開発状況、特定物質の規制が我が国産業に及ぼす影響等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性が依然として存続している実情にかんがみ、

同地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする産炭地域振興臨時措置法の有効期限等を十年延長するほか、最近の経済社会環境の変化を踏まえた所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、法の有効期限の延長

産炭地域振興臨時措置法の有効期限を十年延長し、平成十三年十一月十二日までとする。

二、産炭地域振興実施計画の策定手法の変更

産炭地域振興実施計画の原案は、道県知事が作成する。

三、地方税の減免補てんの対象となる業種の追加

事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った地方公共団体への地方交付税による補てん措置の対象事業に、政令で定める事業を追加する。

四、産炭地域振興事業債の対象期間の延長

産炭地域振興事業債の利子補給が認められる対象期間を十年延長し、平成二十二年度末までとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする産炭地域振興臨時措置法の有効期限等を十年延長するほか、最近の経済社会環境の変化を踏まえた所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、第八次石炭政策下での産炭地域の現状、今後の産炭地域振興対策と石炭産業の展望、法改正後の地域指定の見直しの基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、第八次石炭政策影響地域等の自治体に対する財政支援を強化すること等を内容とする附帯決議を行いました。

次に、商標法の一部を改正する法律案は、近年におけるサービス取引の著しい発展等に伴い、商品について使用する現行の商標と同様に、サービス事業者がその提供するサービスについて使用するサービスマークに登録制度を設け、サービス事業者の信用の維持及び需要者の利益の保護を図

ろうとするものであります。

委員会におきましては、サービスマークの登録制度導入に際しての経過措置、国際分類の主たる体系への移行に伴う体制整備等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、サービスマーク登録制度の導入に当たっての周知徹底、必要な人員の確保等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、消費者ニーズの多様化、業態間競争の激化、国際化の進展等最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、消費者の利益の一層の保護に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るため、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整を行うに当たって、手続の迅速性、

透明性を確保するため、通商産業大臣又は都道府県知事からその意見を聴かれた審議会が消費者等から広く意見を聴くこととするともに、地方公共団体が行う施策については法律の趣旨を尊重するものとする等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、審議会等の意見聴取対象の拡充

国又は都道府県大規模小売店舗審議会がその意見を定めようとするときは、通商産業省令で定めるところにより選定した消費者、小売業者又はそれらの団体及び学識経験者を有する者の意見を聴くものとする。

二、地方公共団体による規制

地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に必要なる施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

三、種別境界面積の引上げ

第一種大規模小売店舗（通商産業大臣が調整）と第二種大規模小売店舗（都道府県知事が調整）とを区別する種別境界面積を千五百平方メートル（都の特別区及び政令指定都市においては三千平方メートル）から三千平方メートル（同六千平方メートル）に引き上げるものとする。

四、検討(附則)

政府は、この法律の施行の日から二年以内に、「新法」の規定及び「新法」の各地方公共団体における実施状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、出店調整手続及び機関の明確性・透明性を高めるとともに、地方公共団体の規制の適正化を図る等の措置を講じようとするものであります。

次に、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案の主な内容は、大規模小売店舗内における輸入品専門売場の設置について、当分の間、大店法の特例を定めようとするものであります。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案の主な内容は、商業施設及び関係公共施設を官民一体で整

備し、商業の発展と良好な都市環境の形成を図ろうとするものであります。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、民活法の特定施設として、小売業の高度化を図るための施設等を新たに追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小小売商業振興法の一部を改正する法律案の主な内容は、支援対象となる高度化事業の範囲を拡大するとともに、事業実施の円滑化のための助成措置を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上五案を一括議題として審議を進め、参考人から意見を聴取するとともに、出店調整手続の短縮化と大店審の役割、地域の実情を勘案した特定商業集積の形成、流通制度の規制緩和の下での魅力ある街づくり等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、五案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して谷畑委員より大店法改正案及び輸入品売場に関する特例法案の二案に反対、自由民主党の斎藤理事より自由民主党、公明党・国民会議、連合

参議院及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して五案に賛成、日本共産党を代表して市川委員より大店法改正案、輸入品売場に関する特例法案、商業集積法案及び民法改正案の四案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、順次採決の結果、大店法改正案、輸入品売場に関する特例法案、商業集積法案及び民法改正案はそれぞれ多数をもって、小売商業振興法改正案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大店法改正案及び商業集積法案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案（閣法第三九号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的事情の変化にかんがみ、輸入を促進するとともに、消費者の利益の増進を図るため、大規模小売店舗内における輸入品専門売場の設置について、当分の間、大規模小売店舗における小売業の

事業活動の調整に関する法律の特例を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「輸入品専門売場」とは、大規模小売店舗において専ら輸入品（外国を原産地とする物品として政令で定めるものをいう。）を販売するために設置されるものであることその他の政令で定める要件に適合するものをいうものとする。

二、届出

輸入品専門売場を設置しようとする者は、輸入品専門売場の店舗面積の合計が千平方メートルを超えないときは、輸入品専門売場の開店日までに、その氏名等を通商産業大臣又は都道府県知事に届けることができるものとする。

三、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例

店舗面積の合計が千平方メートルを超えない輸入品専門売場については、当分の間、通商産業大臣又は都道府県知事による調整、勧告、命令、大規模小売店舗審議会における調査審議、大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限等の手続及び制限の適用を除外するもの

とする。

四、改善勧告、改善命令及び営業の停止

通商産業大臣又は都道府県知事は、輸入品専門売場が政令で定める要件に適合しなくなったと認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期間を定めてその届出に係る店舗をその要件に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとし、その勧告に従わない者に対しては、相当の期間を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができるものとする。また、小売業者が虚偽の届出等を行ったときには、一年以内の期間を定めて営業の停止を命ずることができるものとする。

五、準用

届出をした者の地位の承継等については、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の規定を準用するものとする。

六、罰則

以上の制度を担保するために、必要な罰則を設けるものとする。

委員長報告

一五六ページ参照

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案（閣法第四〇号）

要旨

最近の本店法の規制緩和や消費者ニーズの多様化等、小売業をめぐる諸情勢の急速な変化に対応して、魅力ある商業集積の整備の必要性が高まっている。本法律案は、中小小売商業の振興及び地域の発展に配慮しつつ、小売業の健全な発展と良好な都市環境の形成にも資するような特定商業集積の整備を促進するものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「特定商業集積」とは、「商業施設」と「商業基盤施設」とが一体的に設置される施設であって、規模等が政令で定める要件に該当するものをいうものとする。
- 2 「商業基盤施設」とは、コミュニティホール等の顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者が利用するための施設

設（「共同利用施設」）をいうものとする。

3 「商業施設」とは、店舗等の小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、共同利用施設以外のものをいうものとする。

二、特定商業集積整備基本指針

通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、関係行政機関の長に協議して、特定商業集積の整備及びこれと一体的に整備すべき公共施設等に関する基本指針を定めるものとする。

三、特定商業集積整備基本構想

1 市町村は、基本指針に基づき、位置、規模、機能等を内容とする特定商業集積の整備に関する基本構想を作成し、都道府県知事の承認を申請することができるものとする。

2 都道府県知事は、基本構想が、基本指針に適合するものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

四、中小小売商業振興法等に係る認定の申請

承認を受けた基本構想（「承認基本構想」）に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に関する計画について、中小小売商業振興法または「民活法」の認定

を申請する場合には、当該計画は承認基本構想に従った内容のものでなければならぬものとする。

五、中小企業信用保険法の特例

中小小売商業振興法の特定会社又は公益法人が、同法の認定を受けた商店街整備等支援計画に基づき、承認基本構想に係る事業に必要な資金に係るものの保険上限、てん補率及び保険料率の特例を定めるものとする。

六、産業基盤整備基金の業務追加等

産業基盤整備基金に、承認基本構想に係る特定商業集積の事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証及びイメント支援会社への出資等の業務を追加するものとする。

七、税制関連の特例措置

租税特別措置法の定めるところにより、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する商業施設については、特別償却をすることができるものとする。また、地方公共団体が商業基盤施設（共同利用施設を除く。）を設置した者について、不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合は、当該地方公共団体の減収額について地方交付税により補てんするものとする。

八、公共施設の整備

国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するため

に必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

委員長報告

一五六ページ参照

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、最近の我が国小売業及び食品流通をめぐる環境の変化等に対応して、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資するため、「民活法」の特定施設として、小売業の高度化を図るための施設並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費の改善を図るための施設を新たに追加する等所要の措置を講じようとするものである。

委員長報告

一五六ページ参照

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、消費生活様式の多様化、業態間及び都市間競争の激化、大店法の規制緩和といった最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小小売商業の一層の振興を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、支援対象となる高度化事業計画の拡充

1 新規立地点における商店街づくりのための店舗集団化計画を追加するものとする。

2 現行の店舗共同化計画の名称を共同店舗等整備計画に改め、事業の内容に共同店舗若しくは店舗と併設される施設又は設備の設置事業並びに共同出資会社等の共同店舗等の設置事業を追加するものとする。

3 組合等又は共同出資会社の行う電子計算機を利用した経営管理合理化のための電子計算機利用経営管理計画を追加するものとする。

4 連鎖化事業に、継続的に、商品の販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業を追加するものと

する。

5 特定会社、公益法人等が、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード等の施設又は設備を設置する事業についての商店街整備等支援計画を追加するものとする。

二、中小企業近代化資金等助成法の特例
認定を受けた高度化事業計画に基づき貸付けられる中小企業設備近代化資金の償還期間の上限を、七年に延長するものとする。

三、中小企業信用保険法の特例
認定を受けた組合等の高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く）の実施に必要な資金に係る債務保証については、付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずるものとする。また、認定を受けた商店街整備等支援計画を実施する公益法人の行う高度化事業の実施に必要な資金の借入れを、保険の対象とするものとする。

四、その他
高度化事業計画の拡充に伴い、計画の実施に必要な施設に対する特別償却制度を拡充するものとする。

委員長報告

一五六ページ参照

再生資源の利用の促進に関する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、近年の国民経済の発展等に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況に対応して、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用を促進するための措置を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、「再生資源」の定義

「再生資源」とは、使用後の物品又は工場等で発生する副産物のうち有用な資源として利用できるものをいう。

二、基本方針

主務大臣は、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、再生資源の利用の促進に関する基本方針を定め、公表するものとする。

三、関係者の責務

再生資源の利用を促進するため、事業者、消費者並びに国及び地方公共団体の責務を一般的に定める。

四、再生資源の原材料としての利用促進に関する措置

主務大臣は、事業者が再生資源を原材料として利用することを促進するため、政令で定める業種（特定業種）について、事業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うこととする。また、必要に応じ、勧告等を行うことができる。

五、製品に関する措置

主務大臣は、製品が使用された後に再生資源として利用されることを促進するため、政令で定める製品（第一種指定製品）について、製造業者及び販売業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うことができることとする。また、必要に応じ、勧告等を行うことができる。

六、表示に関する措置

主務大臣は、製品が使用された後に再生資源として利用されるよう、政令で定める製品（第二種指定製品）について、消費者、回収業者等による分別収集をする上での識別が可能となるような表示事項を策定し、必要に応じ、製造業者又は販売業者に対し、勧告等を行うことが

できる。

七、発生する副産物の利用促進に関する措置

主務大臣は、工場等で発生する副産物が利用されるようにするため、政令で定める副産物（指定副産物）について、事業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うこととする。また、必要に応じ、勧告等を行うことができる。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、再生資源の利用の促進に関する法律案は、近年、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が廃棄されている状況に対応して、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、再生資源の利用の促進に関する基本方針及び判断基準の内容、地方自治体独自のリサイクル行政と本法案との関係、制令指定の対象となる業種及び

製品等の諸問題について質疑が行われるとともに、地方行政委員会、社会労働委員会及び環境特別委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めて参りましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、政府は地方自治体が当該地域の実情に応じた施策を実施できるよう、積極的に支援すること等を内容とする附帯決議を行いました。

次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における企業体質の変化、国際化の進展といった経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の額を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、課徴金算定の根拠、今後の刑事罰制度の検討方向、望ましい損害賠償請求訴訟制度のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し違法カルテルの抑止に資するため、公正取引委員会と検察庁との関係体制を一層強化し、刑事告発を積極的に活用すること等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告致します。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、最近における企業体質の変化、国際化の進展といった経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の額を引き上げる等必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、課徴金の算定率の引上げ

不当な取引制限等を行った事業者等に対して納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額に乘じる率を引き上げ、百分の六（小売業百分の二、卸売業百分の一）とし、規模の小さい事業者に対しては、別に率を設定する。

二、実行期間の設定

課徴金の算定の基礎となる実行期間は、三年を限度とする。

三、裾切り額の引上げ

課徴金の納付を命ずることができない額を、現行の二十万円未満から五十万円未満に引き上げる。

四、その他

施行日前後に行われる違反行為に対して、率の変更等に伴う所要の経過措置を設ける。

委員長報告

一六二ページ参照

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

近年、我が国では産業技術に関する研究開発が高度化しており、国際的に共同して研究する必要性が増大している。本法律案は、このような状況に対応して、政府又は新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）

の委託による産業技術に関する国際共同研究を促進するため、当該国際共同研究の成果である特許権等の取扱いについて所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正、目的規定の改正

本法の題名を「産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」に改めるとともに、目的に、政府又は機構の委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進することを追加する。

二、国際共同研究の定義

国際共同研究を本邦法人と外国法人、外国の政府機関若しくは公的団体又は国際機関とが共同して行う研究開発と定義する。

三、機構の基本方針

通商産業大臣が機構の基本方針の策定において配慮する事項に、国際的な産業技術水準の向上への貢献を加える。

四、政府又は機構が委託した国際共同研究の成果たる特許権等に関する特例措置

政府の委託に係る国際共同研究については、その成果として得られた特許権等について、政令で定めるところ

により、その一部を研究実施企業等に帰属させること及び研究実施企業等による無償又は低廉な対価での実施を認める。機構の委託に係る国際共同研究については、その成果として得られた特許権等について、政府の委託の場合に準じて取り扱う。

五、国際貢献への配慮規定の創設

政府及び機構は、その委託に係る産業技術に関する国際共同研究が、産業技術における国際的な貢献に資するよう特に配慮しなければならない。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、政府及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進するため、当該国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱いについて所要の措置を講じようとするものであります。

次に商品投資に係る事業の規制に関する法律案の主な内容は、商品投資の増加及び多様化の現状にかんがみ、商品

投資に係る事業の公正、円滑化と、投資者保護を図るため、商品投資に係る業者につき、許可制を導入するとともに、書面交付の義務付け等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審議を進め、委託に係る国際共同研究の性質、実績、特許権等の特例措置の具体的基準、基礎的な研究開発の必要性、商品ファンドまがい業者による被害の防止策、商品投資事業の規制措置から銀行等が除外される理由、投資単位の小口化の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より二法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、二法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、商品投資に係る事業の規制に関する法律案に対し、法第二条の政令の制定に当たっては、投資者保護に万全を期すること等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

商標法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）

要旨

近年におけるサービス取引の著しい発展等に伴い、サービス事業者がその提供するサービスについて使用する標章（サービスマーク）の重要性が高まっている。また、サービスマーク登録制度が導入されていないために外国のサービスマークの使用するサービスマークが我が国で適切に保護されていないとの海外からの批判も高まっている。本法律案は、このような状況に対応して、商品について使用する現行の商標と同様に、サービスマークを登録制度の下で保護することにより、サービス事業者の業務上の信用の維持及び需要者の利益の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商標の定義の改正

「商標」の定義を、現行の「商品」について使用する標章から「商品」又は「役務」について使用をする標章に改めることにより、サービスマークについても商標法に基づく登録制度の対象とする。

二、経過措置

① 制度導入に際しては、改正法施行後六か月が経過す

る前から不正競争の目的でなくサービスマークを使用している者については、登録をしなくてもそのサービスマークをそれまで使用していた業務の範囲内で引き続き使用できるものとする。

② 改正法施行後六か月間内になされたサービスマークに係る商標登録出願については、その出願日の先後は問わず同日出願扱いとする。

③ 改正法施行後六か月間内に、相互に抵触するサービスマークに係る商標登録出願が複数なされた場合には、既に使用されているサービスマークを、いまだ使用されていないサービスマークに対して優先的に登録を受け得るものとする。

委員長報告

一五四ページ参照

商品投資に係る事業の規制に関する法律案（閣法第八四号）

要旨

本法律案は、商品投資が増加し、及び多様化している現状にかんがみ、商品投資に係る事業者の業務の適正な運営

を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者保護を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、商品投資の定義

商品投資とは、内外の商品市場における先物取引、政令で定める価格変動の著しい物品（施設の利用権等を含む）のオプション取引又は取得（生産を含む）、譲渡若しくは使用を言う。

二、商品投資に係る契約、権利、営業の定義

商品投資に係る事業の規制に必要な商品投資契約、商品投資顧問契約、商品投資受益権、商品投資販売業、商品投資顧問業等所要の契約、権利、営業を定義する。

三、商品投資販売業者に係る規制

商品投資販売業を営もうとする者に対し、許可制等所要の開業規制を行うとともに、投資家保護のため、商品投資契約の締結等における顧客への書面交付の義務付け、解除期間の設定、不当な勧誘等の禁止、業務改善命令等所要の行為規制を行う。

四、商品投資顧問業者の規制

商品投資顧問業を営もうとする者に対し、許可制等所要の開業規制を行うとともに、投資家保護のため、商品

投資顧問契約の締結等における顧客への書面交付の義務付け、投資資産の現状報告の義務付け、顧客からの金銭の受入れ禁止、業務改善命令等所要の行為規制を行う。

五、その他

無許可で商品投資に係る事業を行った者等に関する罰則規定、銀行、信託会社等に対する適用除外に関する規定等を設ける。

委員長報告

一六五ページ参照